

## 特記仕様書

業務委託：那覇港港湾施設長寿命化計画作成業務(R2)

履行場所：那覇港内（那ふ頭、泊ふ頭、新港ふ頭、浦添ふ頭）

履行期間：令和2年 月 日～令和3年3月31日

表-1 対象施設

種別・種類 地区名	水域		外郭		係留		臨港交通				荷捌き			保管		船舶役務用		環境整備	計	
	航路	泊地	防波堤	護岸	岸壁	物揚場	船揚場	橋梁	トンネル	道路	駐車場	荷捌き地	上屋	荷役機械	軌道式	倉庫	野積場	給水		保管
那覇	—	1	5	7	5	10	1	—	1	4	8	6	2	—	1	6	20	1	1	79
泊	1	1	—	4	8	2	—	3	—	6	6	10	—	—	—	7	16	—	—	64
新港	—	2	6	26	11	14	1	—	—	35	5	23	6	3	—	25	66	—	3	226
浦添	—	2	4	8	8	1	—	2	—	10	—	15	2	—	—	4	4	—	—	60
小計	1	6	15	45	32	27	2	5	1	55	19	54	10	3	1	42	106	1	4	429
計	7		60		61		80				67			43		107		4		

本業務は、那覇港港湾施設の「戦略的維持管理」を目指し、既往港湾施設点検診断結果を基に、今後の施設の定期点検診断、維持補修、更新等の実施方針を整理するとともに、限られた予算の範囲において、優先的に実施する年次計画をとりまとめ、港湾施設の延命化に資する基礎資料を作成するものである。

### 設計業務

#### 1. 計画準備

業務を行うに当たって事前に業務の目的及び内容を把握し、業務手順及び遂行に必要な事項を企画、立案する。

#### 2. 資料収集・整理

過年度に作成された維持管理計画、一般定期点検調書および港湾台帳などの既存資料を収集し、基本情報の整理を行う。

#### 3. 維持管理計画の策定

- ・維持管理計画が未策定の255施設については新規に維持管理計画を策定する。
- ・既に維持管理計画が策定されている164施設については維持管理計画の更新を行う。

表-2 新規維持管理計画作成対象施設

種別・種類 地区名	水域		外郭		係留		臨港交通				荷捌き			保管		船舶役務用		環境整備	計	
	航路	泊地	防波堤	護岸	岸壁	物揚場	船揚場	橋梁	トンネル	道路	駐車場	荷捌き地	上屋	荷役機械	軌道式	倉庫	野積場	給水		保管
那覇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8	6	2	—	1	6	20	1	1	45
泊	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6	10	—	—	—	7	16	—	—	39
新港	—	—	—	1	—	1	—	—	—	10	5	23	6	—	—	25	66	—	3	140
浦添	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6	—	15	2	—	—	4	4	—	—	31
小計	—	—	—	1	—	1	—	—	—	16	19	54	10	—	1	42	106	1	4	255
計	—		1		1		35				64			43		107		4		

表-3 更新維持管理計画作成対象施設

種別・種類	水域		外郭		係留			臨港交通			荷捌き			保管		船舶役務用		環境整備	計	
	航路	泊地	防波堤	護岸	岸壁	物揚場	船揚場	橋梁	トンネル	道路	駐車場	荷捌き地	上屋	軌道式荷役機械	倉庫	野積場	給水	保管		緑地
那覇	-	1	4	7	2	6	1	-	1	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26
泊	1	1	-	4	8	2	-	3	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25
新港	-	2	6	25	11	12	1	-	-	25	-	-	-	3	-	-	-	-	-	85
浦添	-	2	4	8	8	1	-	2	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28
小計	1	6	14	44	29	21	2	5	1	38	-	-	-	3	-	-	-	-	-	164
計	7		58		52			44			3			-		-		-		

4. 一般定期点検の再評価

- ・維持管理計画の策定において作成した 429 施設の一般定期点検の結果について、重要度、種別、損傷度、供用期間等を統一的な視点に基づいて確認、精査するとともに新たに評価基準を設定する。
- ・新たに設定した 評価基準に基づき、総合評価の再評価を行う。

5. 予防保全計画の更新

- ・429 施設について補修優先順位を決定する評価項目、評価方法を設定する。最新の維持管理計画の内容（補修時期、工法、概算事業費等）を確認、精査し、優先的に更新・補修を行うかについて利用実態、劣化状況、ライフサイクルコスト（LCC）等を加味した検討を行い、予防保全計画を策定する。
- ・施設毎の維持管理・更新に関する優先順位を定め、費用の平準化を図る。

6. 報告書作成

7. 協議・報告

初回1回、中間1回、最終1回の計3回とする。

8. 照査

現地調査業務

「維持管理計画書策定のための現地調査積算基準」（平成31年4月1日以降に契約する業務）を参考に以下の項目について実施する。

1. 計画準備

- ・現地調査を行うに当たって事前に業務全体の目的及び内容を把握し、業務の手順及び遂行に必要な事項を企画立案する。

2. 事前協議

- ・現地調査実施計画書による事前協議を行う。

### 3. 陸上目視調査

- ・表-4 に示す 192 施設について陸上目視調査を実施する。

表-4 陸上簡易点検対象施設

種別・種類	水域		外郭		係留		臨港交通			荷捌き			保管		船舶役務用		環境整備	計	
	航路	泊地	防波堤	護岸	岸壁	物揚場	船揚場	橋梁	トンネル	道路	駐車場	荷捌き地	上屋	軌道式	倉庫	野積場	給水		保管
那覇	-	-	2	8	0	3	-	-	4	-	-	-	-	1	6	-	1	1	26
泊	-	-	-	4	7	2	-	-	6	2	-	-	-	-	7	-	-	-	28
新港	-	-	-	9	0	13	1	-	35	-	21	-	-	-	25	2	-	3	109
浦添	-	-	-	-	-	1	-	-	9	-	15	-	-	-	4	-	-	-	29
小計	-	-	2	21	7	19	1	-	54	2	36	-	-	1	42	2	1	4	192
計	-	-	23	27	-	-	-	56	-	-	36	-	-	43	-	3	-	4	

ここで、陸上簡易目視調査は、「港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン令和2年3月」並びに「直営で作成した維持管理計画書の事例集(案)令和2年3月」の初回点検診断簿に準じて実施する。なお橋梁・トンネルについては、重要度および規模等考慮から別途一般定期点検を実施する必要がある、対象施設外とする。

### 4. 船上目視調査

- ・表-5 に示す 50 施設について船上目視調査を実施する。

表-5 船上簡易点検対象施設

種別・種類	水域		外郭		係留		臨港交通			荷捌き			保管		船舶役務用		環境整備	計	
	航路	泊地	防波堤	護岸	岸壁	物揚場	船揚場	橋梁	トンネル	道路	駐車場	荷捌き地	上屋	軌道式	倉庫	野積場	給水		保管
那覇	-	-	2	8	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13
泊	-	-	-	4	7	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13
新港	-	-	-	9	-	13	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23
浦添	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
小計	-	-	2	21	7	19	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50
計	-	-	23	27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

ここで、船上目視調査は、陸上簡易目視調査同様「港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン令和2年3月」並びに「直営で作成した維持管理計画書の事例集(案)令和2年3月」の初回点検診断簿に準じて実施する。

### 5. 報告書作成

- ・調査目的、調査内容、調査結果を整理して報告書を作成する。

### 6. 報告

- ・最終報告